

南海トラフ地震等に対応した備蓄方針

平成26年3月14日

【平成29年10月改訂】

【令和5年5月改訂】

徳島県災害時相互応援連絡協議会

目 次

I 総則	
1 目的	1
2 整備期間	1
3 備蓄物資の対象者	1
II 基本方針	2
III 役割分担の考え方	
1 自助・共助による備蓄	4
2 公助による備蓄及び調達	6
IV 備蓄目標の考え方	
1 算定基礎	9
2 市町村の備蓄目標の考え方	10
3 県の備蓄目標の考え方	13
4 協定による物資の調達	18
5 県及び市町村間の連携	19
V その他	
1 その他	20

I 総則

1 目的

大規模な災害が発生した場合、被災した人々の安全・安心を守るためには、県や市町村、県民や自主防災組織、事業所等の各主体が連携・協力することが重要である。

本方針は、東日本大震災の教訓を踏まえて、南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄体制を構築するため、県と市町村とで構成する「災害時相互応援連絡協議会」において、県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めることにより、計画的に備蓄物資の整備を促進することを目的とする。

2 整備期間

県及び市町村は、平成26年度から備蓄物資を平成30年度までに着実に整備してきたところだが、今後も引き続き整備に努める。

3 備蓄物資の対象者

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第2次）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」における「家屋の全壊、消失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象者と想定し、その数を約219,000人とする。

*南海トラフ巨大地震等における想定避難者避難所生活者数 = 約219,000人

II 基本方針

徳島県には、切迫する「南海トラフ巨大地震」と起こり得る「中央構造線・活断層地震」の二つの地震リスクがあり、この地震対策を促進するため、被害想定を作成し公表している。

被害想定においては、地震発生直後の避難所生活者が、全県で約22万人になり、早急な備蓄の整備が必要である。

以上を踏まえ、県と市町村の備蓄量の「目標」や「役割分担」について次の3つの基本方針により公的備蓄を促進する。

【基本方針の3つの柱】

- ①命に直結する「水・食料」を中心に整備する。
- ②「5カ年」で着実に整備してきたが、引き続き整備に努める。
- ③国や関西広域連合等からの支援物資が届くまでの「1日2食3日分」の備蓄を確保する。

○ 物資確保のイメージ

1日目	2日目	3日目	4日目～7日目
住民持参分 家庭・地域の備蓄	市町村備蓄 (現物備蓄等)	県備蓄 (流通備蓄) 現物備蓄 (目標の10%)	県等の調達 (流通備蓄)
アレルギー対応食料・粉ミルク (3日分の現物備蓄)			国等からの広域的支援物資

【住民持参分】

●最低でも3日分(できれば1週間分)の家庭や地域における備蓄を目標とするが、発災後1日は、市町村等からの支援が届かないことを想定し、自助、共助の観点から、住民自ら最低でも1日分の備蓄物資を避難所に持参いただくものとする。

【市町村備蓄】

●避難所における被災者が必要な1日分を備蓄目標とし、引き続き計画的な備蓄に努める。また、発災後2日目までに提供できる体制を整備する。

【県備蓄】

●災害時応援協定締結企業や団体、関西広域連合、災害時のカウンターパートである鳥取県と連携し、少なくとも発災後3日目までに1日分の物資の調達(流通備蓄)を図る。

●また、単独市町村において備蓄が難しい「アレルギー対応の粉ミルクや食料」は3日分を備蓄する。

●さらに、甚大な被害により輸送路が寸断された地域の孤立化等が想定されることから、一定量を現物備蓄する。

Ⅲ 役割分担の考え方

1 自助・共助による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町村は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していく。

(1) 家庭における備蓄

- 発災初期段階には、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、また、市町村からの物資がすぐには届かないこと等も想定されるため、ローリングストックや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料など避難生活に必要となる物資の最低でも3日分（できれば1週間分）の備蓄に努める。

【ローリングストック】

備蓄食品を回転（ローリング）させながら備蓄（ストック）するという意味で、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを買ひ足すことで、非常食を備蓄する方法。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日常から食べ慣れたものを非常食にできる。

- 高齢者や乳幼児、障がい者などの災害時要援護者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びんなどの物資は、介護者等がその確保に努める。また、アレルギーをもつ家族等がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努める。

【家庭における非常持出し袋の準備】

飲料水や食料，衣類，医薬品，懐中電灯，ラジオ，貴重品などを入れた非常持出し袋を，すぐに持ち出せるように準備しておくよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

- 発災後における事業所等としての事業の継続やいち早い復旧を図るため，また，道路や公共交通機関の被災により帰宅困難となる恐れがある場合は，従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため，従業員等が自宅に戻ることが可能となるまでに必要な飲料水や食料，生活必需品の備蓄に努める。なお，集客施設を有する事業所等においては，来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

(3) 自主防災組織における備蓄

- 発災時の初期消火，救出・救護活動，避難誘導，炊き出し等の給食など，地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による初期消火，救出・救護，炊き出し用機材などの資機材等の備蓄に努める。
- 地域の集会所や備蓄倉庫に，食料や毛布，災害用トイレ等の備蓄に努める。

2 公助による備蓄及び調達

県及び市町村は、災害の発生直後から被害情報を収集し、被害の状況や避難者数に応じて物資の提供を行うが、被害想定をはじめ、様々な事態を想定した上で、避難者のニーズ等を的確に把握し、迅速に提供できるよう努める。

(1) 市町村における備蓄及び調達

市町村は、家屋倒壊等により備蓄物資を確保できなかった被災者に対し、飲料水や食料、生活必需品等を提供できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

ア 市町村における備蓄

- 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとし、地域特性等も考慮した上で、計画的な備蓄を進める。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に配慮するものとする。
- 災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄の推進や、民間物流事業者の協力を視野に入れた備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築など、地域の状況を踏まえた上で、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。
- 被災者支援を想定した備蓄のほか、災害対応職員が災害対応初動期に必要な食料や飲料水の備蓄に努める。

イ 市町村における調達

- 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

- 災害発生時に物資の速やかな調達を可能にするため、関係事業者等との優先的物資供給に係る協定締結に努める。なお、大規模災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

(2) 県における備蓄及び調達

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体としての立場で物資の備蓄及び調達の体制整備を図る。

ア 県における備蓄

- 県は流通備蓄を基本とし、民間協定事業者等との協定により物資の調達を図るものとするが、輸送路が寸断された地域の孤立化等も想定されるため一定量現物備蓄に努める。
- 要配慮者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- 平時から、どこにどれだけの物資の備蓄があるか、支援物資集積のための拠点等をどこに設定しているかなど、県・市町村間における必要な情報の共有を図る。
- 災害対応職員が災害対応初動期に必要な食料や飲料水の備蓄に努める。

イ 県における調達

- 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。
- 調達ルートが多様化を視野に入れた上で、関係事業者との協定締結をさらに推進する。

- 調達先が輸送手段を有さない場合も考慮し，民間物流事業者との連携による輸送手段の確保等を図る。

IV 備蓄目標の考え方

1 量算定基礎

(1) 市町村が確保すべき（住民持参率を考慮したもの）量については，各市町村別の人口を基礎とし，計画的な備蓄を目指す。

年齢区分ごとの備蓄品目は，次のとおりとする。

年齢区分	品目
3歳から69歳	アルファ化米，乾パン等主食
1歳，2歳及び70歳以上	白粥，梅粥等
0歳	粉ミルク
0歳（アレルギー）	粉ミルク（アレルギー対応）

(2) 住民持参率の想定では，1日分を基本として算定する。

このため，発災当初の3日間を住民，市町村，県の備蓄及び流通備蓄で確保し，4日目以降を流通備蓄と国，鳥取県及び関西広域連合等の協定等に基づく支援により確保する。

2 市町村の備蓄目標の考え方

(1) 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水等の物資を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

- 要配慮者や女性等に配慮した物資を備蓄する。

ア 食料(主食)

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を備蓄する。

(ア) 一般向けの食料

長期保存用のアルファ化米、乾パン及びクラッカーなど、用途や保存期限等を考慮した備蓄を図る。

(イ) 災害時要援護者向け食料

幼児や高齢者などの要配慮者に考慮した、おかゆ（アルファ化米・レトルト）などの食料の備蓄を図る。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患への対応等にも配慮の上、なるべく汎用性の高いものを選定する。

(ウ) 粉ミルク(アレルギー対応を除く。)

乳児用の粉ミルクの備蓄を図る。

(エ) 哺乳瓶

粉ミルクを利用する乳児の哺乳瓶の備蓄を図る。

イ 飲料水(ペットボトル等)

飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるが、応急給水活動の補完として、ペットボトル等による飲料水の備蓄を図る。

ウ 毛布

生活必需品の代表的な物資として、毛布については一定量の備蓄を図る。

エ その他

上記の物資の他、避難所における避難生活に必要な物資については次のような物資が考えられるので、一定量の備蓄が望ましい。

(ア) トイレ(簡易トイレ)

災害時には、下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難な状況となることが見込まれるため、一定量の備蓄が望ましい。

(イ) トイレットペーパー

避難所で使用するトイレットペーパーについて、一定量の備蓄が望ましい。

(ウ) 生理用品

女性の避難生活には欠かせないものであることから、一定量の備蓄が望ましい。

(エ) 紙おむつ(乳幼児用・大人用)

乳幼児及び一定の介護を要する高齢者等の日常生活に欠かせないものであることから、それぞれについて、一定量の備蓄が望ましい。

(2) 備蓄目標

ア 食料(アルファ化米, 乾パン, クラッカー等)【対象：3歳から69歳】

一般向けの食料の算定では、3歳から69歳までの人口比による。

大規模災害の混乱時であること等を考慮し、1日2食分の備蓄を目標とする。

イ 食料(白粥, 梅粥等)【対象：1歳, 2歳及び70歳以上】

1歳児, 2歳児及び70歳以上の高齢者数の人口比により要配慮者用の食料を算定し、1日2食分の備蓄を目標とする。

ウ 飲料水【全避難者】

500mlペットボトルでの整備を基本とし、1日6本分の備蓄を目標とする。

エ 粉ミルク(アレルギー対応を除く。)【対象：0歳】

0歳児の人口比による。1回当たり調乳量を200ml（粉換算：27g）、1日5回（粉換算：135g）とする。また、人工乳比率を50%として換算する。

オ 哺乳瓶【対象：0歳】

1乳児1本とする。また、人工乳比率を50%として換算する。

カ 毛布【対象：全避難者】

住民の持参率を50%とし、避難者数の50%の備蓄を目標とする。

(3) 品目ごとの備蓄目標量

以上の算定に係る基本的な考え方を踏まえ、算定した備蓄品目ごとの目標量は、表1のとおりである。

(4) 備蓄物資の保管場所

避難所や現在整備されている市町村の備蓄倉庫に、分散備蓄する。

直接備蓄を行う物資の増量等により、保管場所の不足が見込まれる場合は、その他の市町村施設の活用や民間の営業倉庫への保管委託を行うことにより、保管場所を確保する。

また、今後、津波等により必要な保管場所を確保することが困難な市町は、県及び近隣市町村と調整の上、保管場所の確保を図る。

(5) 活用・再利用／廃棄

保存期限等がある備蓄物資については、保存期限の6ヵ月～1年前までを保管期限として、別途活用・再利用を図ることを原則とする。

【活用・再利用例】

- ・食料・飲料水・・・防災訓練，マラソン等のイベントに転用
- ・粉ミルク・哺乳瓶・・・保育園，乳児院において消費

3 県の備蓄目標の考え方

(1) 備蓄品目

東日本大震災では、アレルギー対応食料の確保も大きな課題となった。こうした対応食品は必要量が少量であり、広域で備蓄する方が効率的であることから、県において食物アレルギー疾患の方に配慮した食料や粉ミルクを備蓄する。

ア 食料(アレルギー対応)

アレルギー特定原材料等28品目を含まない食料の備蓄を図る。

イ 粉ミルク(アレルギー対応)

乳児用のアレルギー対応粉ミルクの備蓄を図る。

ウ 哺乳瓶

粉ミルクを利用する乳児の哺乳瓶の備蓄を図る。

エ 食料

長期保存用のアルファ化米，乾パン及びクラッカーなど，用途や保存期限等を考慮した備蓄を図る。

オ 飲料水

ペットボトルによる飲料水の備蓄を図る。

(2) 備蓄目標

ア 食料(アレルギー対応)【対象：3歳から69歳】

アレルギー症状を持つ方は人口(560,622人)比の1%とする。

3日分の備蓄を目標とする。

【計画数量】

$$560,622 \text{ 人} / 744,488 \text{ 人} * 219,000 \text{ 人} * 1\% * 3 \text{ 食} * 3 \text{ 日} = 14,843 \text{ 食}$$

イ 粉ミルク(アレルギー対応)【対象：0歳】

アレルギー症状を持つ0歳児は人口(4,618人)比の10%とする。

1回当たり調乳量を200ml(粉換算：27g)，1日5回(粉換算：135g)とする。また，人工乳比率を50%として換算する。3日分の備蓄を目標とする。

【計画数量】

$$4,618 \text{ 人} / 744,488 \text{ 人} * 219,000 \text{ 人} * 10\% * 50\% * 135\text{g} * 3 \text{ 日} = 27,509 \text{ g}$$

ウ 哺乳瓶【対象：0歳】

1乳児1本とする。また，人工乳比率を50%として換算する。

【計画数量】

$$4,618 \text{ 人} / 744,488 \text{ 人} * 219,000 \text{ 人} * 10\% * 50\% = 68 \text{ 本}$$

エ 食料

県備蓄目標量の10%を目標とする。

【計画数量】

$$219,000 \text{ 人} * 2 \text{ 食} * 10\% = 43,800 \text{ 食}$$

オ 飲料水

県備蓄目標量の10%を目標とする。

【計画数量】

$$219,000 \text{ 人} * 3 \text{ 日} * 10\% = 65,700 \text{ 日}$$

(3) 備蓄物資の保管場所

県内の県有施設等において分散備蓄する。

なお，大規模災害発生時に，緊急輸送路の寸断が想定される地域に配慮し，物資を迅速に供給できるよう分散備蓄の量的調整を図る。

(4) 流通備蓄による協定企業からの調達

県では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に、必要な物資を調達することとしている。

協定を締結している協定企業等については、南海トラフ地震を想定した上で、調達可能な物資の品目や数量の検討を行うなど、協定の実効性を高めるものとする。

更に、民間からの調達体制の充実強化のため、業界団体や製造業者との直接協定の締結を含む調達ルートの多様化により、食料、飲料水、毛布、トイレ、その他トイレ用品、生理用品及び紙おむつの確保を図る。

○ 流通備蓄に関する協定締結一覧(令和5年1月1日現在)

分野	協定名	協定の相手方	協定の内容
食料・飲料水・生活必需品等	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	全国農業協同組合徳島県本部 (徳島パールライス株式会社) 徳島県食糧卸協同組合	応急食糧の優先供給。
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	徳島県生活協同組合連合会 株式会社キョーエイ 株式会社セブン 株式会社フジ 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	物資(食料品, 飲料水, 日用品, その他)を確保・供給。
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	物資(食料品, 飲料水, 日用品, その他)を確保・供給。
	災害時における物資の調達に関する協定書	イオンリテール株式会社	食料品・生活必需品等の物資を供給。
	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	株式会社ふくなが	調理・加工した飲食物等を県が指定する避難場所等に配達する。
	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	徳島県味噌工業協同組合 徳島県醤油醸造協同組合 徳島県蒲鉾水産加工工業協同組合 徳島県漁業協同組合連合会 徳島県漬物加工販売協同組合 徳島塩元売株式会社	副食調味料の供給。
	災害時における飲料水の調達に関する協定書	大塚食品株式会社(旧:大塚ペパレジ株式会社) 四国コカ・コーラボトリング株式会社 サントリーフーズ株式会社 株式会社ジャパンビレージ中四国 株式会社福村 徳島ペプシコーラ販売株式会社	備蓄する飲料水の供給, 飲料水の調達。
	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	株式会社福村ベンディング 徳島ペプシコーラ販売株式会社 株式会社サンマック 株式会社アペックス西日本	自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	物資(作業用物資, 食料品, 飲料水, 日用品)を確保・供給。	
生活必需品	災害時における物資の供給に関する協定書	アクサス株式会社 ACデコール株式会社 コーナン商事株式会社 DCMダイキ株式会社(旧:ダイキ株式会社) 特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	日用品・その他の物資を供給。
	災害時における物資の供給に関する協定書	王子ネピア株式会社	物資(トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、おむつ、その他)を確保・供給。
	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社ファーストリテイリング	物資(衣料品等)を供給。
	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	福祉用具等物資の優先供給及び運搬

分野	協定名	協定の相手方	協定の内容
燃料等	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	生活物資(1. LPガス容器 2. 燃焼器具 3. その他供給に必要な設備一式)の供給。
	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	徳島県石油商業組合	緊急通行車両、県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設、避難所 への燃料供給・供給のあっせん。
	指定自動車教習所の施設等の提供及び物資の供給に関する覚書	一般社団法人徳島県指定自動車教習所協会	災害時における指定自動車教習所が保有する施設、教習用自動車、教習用重機、ガソリン、軽油その他燃料及び県警が必要と認める施設、資機材、物資等の提供。
	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定書	株式会社タカハタ 有限会社角田商店 株式会社ハウスビルドシステム 有限会社四郎 株式会社タカハタ 有限会社アイネット 株式会社西瀬スレート工業所 株式会社カルソニック 日本製紙メガソーラー小松島合同会社 中西電気有限会社 入田ソーラー発電株式会社 徳島太陽光発電株式会社 広川商事株式会社 株式会社ティエムアール 有限会社同仁商事 株式会社カルソニック 株式会社しらさぎソーラー発電 板野ソーラー発電株式会社 株式会社タカハタ 美馬ソーラーバレイ株式会社 美環ソーラーバレイ株式会社	電気自動車を非常用電源として提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供 災害用非常照明施設を非常用電源として提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供 照明設備を非常用電源として提供 非常用電源を発電所から提供 避難所及び可搬式蓄電池を提供 避難所及び可搬式蓄電池を提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 発電所を非常用電源として提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 非常用電源を発電所から提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供 可動式蓄電池を非常用電源として提供
	水素供給設備を活用した地域等への協力に関する協定	四国大陽日酸株式会社	水素供給設備を支援設備として提供
	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	四国大陽日酸株式会社 有限会社笠井仏壇製作所 学校法人徳島城南学園 名神急送株式会社 四国岩谷産業株式会社 株式会社フジタ 株式会社カワカミ不動産 宮城商事有限会社 株式会社中岸商店	燃料電池自動車を非常用電源として提供
	燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関する協定	トヨタL&F徳島株式会社	燃料電池フォークリフトを非常用電源として提供
	スマート水素ステーションを活用した地域等への協力に関する協定	徳島空港ビル株式会社	水素ステーションを非常用電源となる燃料電池フォークリフト等への燃料充填設備として開放

4 協定による物資の調達

保存期限が短いなど直接備蓄に向かないものや、大量に必要となるものなど、県・市町村における備蓄だけで全量を確保することが困難な物資等については、民間企業からの調達体制を構築することが不可欠である。

県では、被災市町村への支援体制を強化するため、これまでも企業や業界団体などとの物資の優先協定の締結を推進してきたが、今後は、更に調達ルートが多様化を視野に入れた上で、関係事業者との協定締結を推進するとともに、既に協定を締結している企業についても、協定内容等を順次検証し、より円滑な供給体制を確保する。

なお、協定締結事業者によっては、県のみならず複数の市町村と協定を締結している場合がある。このため、複数市町村が被災するような大規模広域災害が発生した場合は、物資が迅速かつ的確に避難所等に供給するため、県が被災自治体を代表し、当該事業者と総合調整を行う。

5 県及び市町村間の連携

(1) 備蓄台帳の整備

県及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムに入力し、保管している物資について、品目、数量、保管場所、荷姿等を記載した台帳を作成し、国・県・市町村間で情報共有する。

(2) 情報の共有

いわゆる「プッシュ型」支援を行うことを想定し、平時から、どこにどれだけの物資の備蓄があるか、地域特性等を考慮し、地域ごとにどのような物的支援のニーズが高いか、支援物資集積のための拠点等をどこに設定しているのか、物資の輸送状況など、国・県・市町村における必要な情報の共有化を図るため、物資調達・輸送調整等支援システムに入力することとし、同システムへの登録データを随時更新することにより、情報の鮮度を保持する。

(3) 備蓄意識高揚のための取組の促進

大規模災害が発生した場合には、特に発災初期を中心として、自助・共助による取組が欠かせない。また、事業所等における事業継続のためにも、必要な物資の備蓄等が重要となる。このため、県は、市町村と連携し、県民や事業所等に対する備蓄意識高揚のための取組を促進する。

V その他

1 その他

(1) 備蓄物資の計画的管理

食料・飲料水など明確な保存期限が設定されているものについては、備蓄倉庫内における保管場所などを含め計画的な管理に努め、円滑な更新ができるよう配慮する。

特に、保存期限が1年を切ったもの等については、防災訓練での定期的な活用の方
法をあらかじめ定めておくなど、期限切れの不用品とならないよう工夫する。

(2) 備蓄物資や資機材、システム等の試験的な導入

県は、技術革新等による備蓄物資や防災用の資機材、システムなどの情報収集に努め、試験的な導入などにより、その有効性を検証し、県の施策に活かすとともに、市町村への情報提供する。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄及び調達

県は、徳島県医薬品卸業協会との協定に基づき、医療救護活動に必要な医薬品等を調達する。

災害発生時には、医薬品卸売業者等に備蓄している慢性疾患治療薬等の医薬品及び衛生材料を、救護所等へ円滑に供給するため、定期的な点検及び更新を行うなど適正な管理に努める。